

概略発注方式試行要領

1 概要

「概略発注方式」は、当初設計書作成時の直接工事費の算定にあたり、「主たる工種」の金額は従来どおりの方法で積算し、「その他の工種（以下、概略発注工）」の金額は「主たる工種」の金額に一定の比率（％）を乗じて一括で計算することで、当初契約時の入札手続きの簡素化を目的とした方式である。

なお、変更設計書（精算時）は、「概略発注工」として一括計上した工種の数量を明示し、従来どおりの積み上げ積算で変更する。

2 適用対象工事

徳島県県土整備部及び各総合県民局県土整備部が発注する工事及び工事の積算体系で積算した委託業務（以下「工事等」という。）に適用する。

3 概略発注工の比率及び金額の算定

(1) 次の工種における概略発注工の比率は、国土交通省の取組を参考に設定する。

ただし、必要に応じて、概算に基づき率を定めることができるものとする。

① トンネル工事におけるトンネル仮設備工

トンネルの内、掘削土の処分費及びトンネル仮設備工を除く直接工事費
× 12%（発破 掘削）又は8%（機械掘削）

② 橋梁上部工事における排水装置工

a) 鋼橋上部工事

- ・鋼製排水溝を計上している橋梁・・・排水装置工＝工場製作工の直接工事費×4%
- ・排水柵を計上している橋梁・・・排水装置工＝工場製作工の直接工事費×2%

b) PC上部工事

- ・鋼製排水溝を計上している橋梁・・・排水装置工＝直接工事費×5%
- ・排水柵を計上している橋梁・・・排水装置工＝直接工事費×2%

③ 概略発注工の計上額及び間接費の算出

概略発注工の計上金額は、10万未満を切り捨てとし、全ての間接費の対象とする。（処分費や支給品等、間接工事費等の対象とならない工種が含まれている場合も同様とする。）

※ 見積参考資料の見積単価一覧表に、概略発注工の計上金額【10万円単位】を明示する。

(2) 上記以外の概略発注工を算出するための割合については、過去の類似工事の「主たる工種」に対する「その他の工種」の比率で設定する。

① 概略発注工の比率

$$R = (\sum (b / a) \times 100) / n$$

R：「概略発注工」の比率（％） ※小数点以下四捨五入

a：類似工事の「主たる工種」の直接工事費（円）

b：類似工事の「その他の工種（概略発注工対象工種）」の直接工事費（円）

n：類似工事件数

※ 概略発注工の比率Rの設定は、最低3工事以上の率を算出し、その平均値とする。

② 概略発注工の計上額

$$B = A \times R / 100$$

R：「概略発注工」の比率（％）

A：「主たる工種」の直接工事費（円）

B：「概略発注工」の計上金額（円） 10万未満を切り捨てとする。

※ 見積参考資料の見積単価一覧表に、B（概略発注工の計上金額【10万円単位】）を明示する。

③ 間接工事費の算出

概略発注工は、全ての間接費の対象とする。（処分費や支給品等、間接工事費等の対象とならない工種が含まれている場合も同様とする。）

4 実施方法

(1) 当初設計書

(概略発注工の工種の選定等)

- ① 概略発注工の対象工種は、直接工事費の総額に占める割合は小さく、積算に時間を要する工種（付属構造物、仮設工等）とする。
- ② 概略発注工の対象とする工種や工種数に制限は設けないが、主たる工種（主な工事目的物）は、概略発注工の対象外とする。
- ③ 概略発注工に選定した複数の工種は、1つに集約し、主たる工種に対する比率により一括で算出し、設計書には1式で金額を計上する。
- ④ 概略発注工の比率及び計上金額は、上記3の算定式を用いる。また、概略発注工の比率は、主たる工種の20%以下とする。概略発注工の比率を20%を超えて設定する場合は、類似工事の精査を行い、建設管理課と協議により決定のこと。

(条件明示)

- ① 見積参考資料に添付する「数量計算書の総括表」には、概略発注工とした全ての工種の備考欄等に「概略発注工」と明記する。
- ② 「設計図面及び数量計算書」は、従来どおりの記載とする。
- ③ 見積参考資料の見積単価一覧表には、概略発注工の計上額、間接工事費の対象区分を明示する。

(入札質問への対応)

入札事務の簡素化のため、入札手続き時において概略発注工に関する質問は受け付けない。

(2) 契約後

- ① 契約後は、受注者が設計図書の照査を行い、概略発注工の図面・仕様・見込額を発注者に報告のうえ、受発注者間で協議し、実施内容に合意後、変更指示書により工事着手する。
- ② 中間検査や部分払検査を行う場合は、事前に設計変更を行い、契約数量等を確定する。

(3) 変更設計書（精算時）

- ① 数量及び内容の変更の有無にかかわらず、「概略発注工」として一括計上した工種の数量を明示し、従来どおりの積み上げにより積算する。（間接工事費の計上についても、従来どおりとする。）
- ② 数量計算書の総括表は、備考欄等の「概略発注工」の記載を削除する。

5 入札公告及び特記仕様書への明示

概略発注方式を適用する場合，入札公告又は入札情報及び特記仕様書に，本試行の対象工事等であることを明示するものとする。

附則

この要領は，令和3年2月1日以降に入札公告又は指名通知を行う案件に適用する。